

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：一般社団法人東京都トライアスロン連合]

[記載日：2025年12月3日]

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<ul style="list-style-type: none"><li>・一般社団法人法を順守した定款、規程等の整備に努めている。</li><li>・規程検討チームによる定款・諸規程の改定及び新規程の作成に取り組んでいる。</li></ul>	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	-
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<ul style="list-style-type: none"><li>・主催事業の開催等は、所轄官庁の許可を得て実施している。</li><li>・登録会員やイベント参加者等の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守し、十分留意して管理している。</li><li>・ハラスメント行為等のない自由闊達なコミュニケーションを重視した組織運営に取り組んでいる。</li><li>・公的助成については、要項を遵守し適正な受給により事業を実施している。</li></ul>	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<ul style="list-style-type: none"><li>・役員選任規程及び役員候補者選考委員会規程を2022年3月に整備し、当該プロセスに基づき2024年5月に選考委員5名を選出し、現役員は2024年7月の定期社員総会にて選任されている（理事17名、監事3名）。</li></ul>	

- ・日本選手権や国民スポーツ大会等の選手選考、助成対象強化の指定選手選考等は、委員会での基準作成・理事会の承認等、適正な手順に基づいて選考が行われている。
- ・一般社団法人法に則り、独立した団体事務局を置き（定款に規定）、事務局員を常駐させている。

**原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。**

- (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- ・定款に記載の「組織の目的」に基づき、毎期事業計画が策定されている。
- ・中長期の基本方針（ビジョン、ミッション、活動計画）を2025年9月に策定し、理事会承認を経て、上位団体である（公社）トライアスロンジャパンに提出済み、弊HPにも掲載済みである。今後は中長期計画の達成状況を毎期振り返り、社員総会での説明や、事業計画の充実を図る。

**原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。**

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- ・JSPO、JSC、NF、都スポ協、都障協等のガバナンス（理事会の権限、善管注意義務、問題発生時の対応等）やコンプライアンス関連のセミナー開催については、情報の発信や資料の回覧を都度実施している。
- ・研修の日程の連絡が散発的であるため、年間のテーマを決めたり、教育計画の充実を図ると共に、役員の理解度チェックや実務対応のためのe-ラーニングの実施等、フォローアップ体制を検討課題としている。
- ・倫理・コンプライアンス規程、利益相反規程等は整備済みであり、今後は周知徹底と運営の充実等を図る。

- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- ・JSPO、JSC、NF、都スポ協、都障協等によるコンプライアンスやインティグリティ等に関する研修会やセミナー情報を、担当理事を通じて指導者や強化指定選手等にも発信し、セミナーへの参加を誘導している。
- ・最近はオンラインによるセミナー開催が多く、参加しやすくなっています、内容も良質なセミナーが多いため、今後も外部セミナーの参加を中心に展開を図る。

**原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。**

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 A

<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期毎に仮決算を実施し、予実管理を中心に監事報告及び理事会報告を実施している。</li> <li>・3月期に本決算を実施し、監事による監査を経て、定時社員総会での承認手続きを実施している。</li> <li>・内閣府に公益目的支出計画実施報告書と期末決算の財務諸表を提出している。</li> <li>・適格請求書発行事業者として登録済みで、消費税は期限内に適正に納めている。</li> </ul>	A
<p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。</p> <p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的助成に関しては、大会関連は財務委員会、強化関連は強化委員会、パラトラ関連はパラトラ委員会が中心に、ガイドライン・要項・手引き等を十分理解し、指定期間内に申請・報告を行い、適正に処理されている。</li> <li>・JSC、都スポーツ協、都障協、(公財)スポーツ安全協会等の助成制度を活用し、適時監査を受審し、適正に対応している。</li> <li>・都障協の公認会計士による登録団体個別ヒアリングを年1回受審している。</li> </ul>	
<p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。</p> <p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務担当理事2名と事務局による会計処理の業務体制を確立し、複数の者によるチェック体制が整備されている。規程に基づく経理上の承認プロセスの充実を図る。</li> <li>・財務担当理事のうち1名は税理士で、都度アドバイスをもらい、時宜に沿った適正な計算書類の作成に努めている。</li> <li>・監事は3名が選任され、会計監査のほか、公益目的支出計画の実施状況の確認や、毎回理事会に出席して業務執行状況を確認している。</li> </ul>	A
<p><b>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b></p>	
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p> <p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告/収支決算、事業計画案/収支予算案はじめ社員総会資料はHPに掲載し、適切な情報開示に努めている。</li> <li>・定款は直近の改訂版をHPに掲載済みである。</li> </ul>	A
<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p>	A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- ・法人概要、諸規程等は、HP に掲載済みである。
- ・HP のほか SNS (Facebook) にも、新着情報、事業活動等を掲載している。
- ・登録会員に、TMTU 通信《定期便（月次）及び臨時便（5～10回）》を配信し、情報の提供に努めている。
- ・東京都代表選手や強化指定選手の選考基準等は、HP に掲載済みである。
- ・ガバナンスコードセルフチェックシート、中長期基本計画等は、HP に掲載済みである。

**原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。**

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）

原則 1 について

A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- ・2025 年 9 月に中長期基本計画を策定し、NF への提出と HP への掲載を行った。
- ・四半期決算に基づき予実対照表を作成し、理事会にて進捗状況を報告している。
- ・理事会開催の都度、各担当理事から専門委員会報告を行っている。

原則 2 について

A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- ・役員選任規程、役員候補者選考委員会規程は整備済みで、その選考プロセスに基づいて役員は選任されている。
- ・現在の理事総数は 17 名、うち外部理事は 3 名（18%）を登用している。また、女性理事は 5 名（約 29%）であり、女性理事については専門委員会の担当理事に配置するなど、事業活動の参画の拡大に努めている。
- ・常務理事として女性 1 名を任用している。
- ・役員の年齢要件（18～80 歳）および再任回数の上限（5 期）を「役員選任規程」に規定し、役員の適切な新陳代謝を促す仕組みづくりを構築している。

原則 3 について

A

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

- ・規程類は概ね整備済みである。今後は年度ごとの定期的な見直しを行うとともに、必要に応じて新たな規程の策定や既存規程の改訂等を推し進め、内容および運用の充実を図っていく。
- ・利益相反規程、利益相反ポリシー等は整備済みであり、役員等による適切な利益相反管理を実施できる体制を図っていく。

- ・今後、運営委員会を開催し、専門委員会間の情報共有やコミュニケーションの活性化を図ることで、横断的な課題への取り組みや連携した事業の推進を強化していく。

原則 4 について	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理コンプライアンス規程は整備済みであり、適用の範囲を明確化し、法令遵守や社会的規範に関する意識の啓発を推進している。</li> <li>・本規程に違反する事例が発生した場合は倫理委員会を設置して対応することを定めている。</li> <li>・今後は、委員会の構成メンバーの候補を予め想定し、委員会運営の実効性を高める必要があるため、委員構成の明確化や必要な専門性を有する人材の確保など、体制強化に継続して取り組んでいく。</li> </ul>	
原則■について	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	